

滋賀県公用車（農政水産部所管分）広告募集要項

1. 広告募集趣旨

滋賀県（以下「県」という。）では、公用車を企業・団体等の皆様の広告スペースとして活用していただくため、農政水産部において使用する公用車へ広告を掲載していただける広告主を募集します。応募を希望される方は、この募集要項をよく読み、各事項をご承知の上、お申し込みください。

2. 対象車両・数

別添仕様書のとおり

3. 広告の種類・規格

別添仕様書のとおり

4. 設置期間

- (1) 設置開始日を各月1日とし、1か月を単位として申込みください。
- (2) 延長は妨げないものとし、連続する広告の掲載期間は最長3年（会計年度単位）とします。
- (3) (2)にかかわらず、連続する広告の掲載期間は、他の応募が少ない等支障がない場合には1年（会計年度単位）ごとに延長できるものとします。

5. 広告設置料

1台 2,500円/月（消費税および地方消費税含む。）

※広告作成費用、掲載および撤去にかかる対応は広告主の負担となります。なお、広告掲載期間中に、県による公用車の運行に伴う事故、掲載車両の変更等で、広告を修復する場合は、県により修復いたします。ただし、経年に起因する色あせ等による広告の劣化は、広告主により修復していただきます。

6. 設置申込

別添「広告設置申込書」に必要事項を記入の上、申込みを行っていただきます。申込み期間は広告開始予定日の3か月前から1か月前までとします。

なお、申込みにかかる一切の費用は申込者のご負担となります。

7. 応募資格および広告設置の基準

次の資格および基準を満たすことが必要です。

広告主または広告代理店のどちらも応募可能ですが、広告代理店が応募される場合には、広告代理店に加えて広告主が下記の資格および基準を満たす必要があります。

(1) 資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、県における一般競争入札の参加を制限されている法人等でないこと
- イ 県から入札参加停止措置を受けている法人等でないこと
- ウ 直近の1年間に県税を滞納している法人等でないこと
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生または再生手続きを行っている法人等でないこと

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等および暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等でないこと

カ 滋賀県広告等事業実施要綱第4条第2項各号および「滋賀県公用車広告設置基準」第3条各号に定める業種または事業者に該当する法人等でないこと

(2) 基準

ア 広告の範囲および内容が、「滋賀県広告等事業実施要綱」第4条第1項各号および「滋賀県公用車広告設置基準」第2条各号に定めるものに該当しないこと。

8. 広告設置の可否の決定

(1) 広告設置団体・企業の適格性および広告内容の妥当性については、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県公用車広告設置基準に基づき、滋賀県公用車（農政水産部所管分）広告選定委員会において審査します。

(2) 先着順に審査を行います。ただし、同日中に申込みがあり、広告設置に適すると認められる申込者（台数）が、募集台数を超えた場合は、公開抽選（くじ）により決定します。抽選を行う場合は、別途抽選対象者に事前に連絡します。

9. 申込者への結果の通知

広告設置の可否は申込者に通知します。

10. 広告設置料の請求等

契約の締結の手続き後、県の定める納付書により広告設置料を請求します。

11. 申込みに際しての留意事項

(1) 滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県公用車広告設置基準、滋賀県公用車広告設置要領および当募集要項を熟知いただいた上で応募願います。

(2) 広告の内容に関する一切の責任は広告代理店または広告主に帰属します。県が推奨するものではありません。

12. 申込み、問い合わせ先

滋賀県農政水産部農政課総務係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話：077-528-3810

FAX：077-528-4880

E-mail：ga00@pref.shiga.lg.jp

※E-mailによる申込みの場合は、受信確認のため、当係あて送信された旨の御連絡をお願いいたします。

別紙

滋賀県公用車（農政水産部分）の広告設置に係る仕様書

1. 対象車両の概要

対 象 車 両	各農業農村振興事務所が所管する公用車 計41台 (大津・南部、甲賀、東近江、湖東、湖北、高島 計6事務所)
所 在 地 等	①大津・南部事務所 (草津市草津3-14-75) : 8台 ②甲賀事務所 (甲賀市水口町水口6200) : 2台 ③東近江事務所 (東近江市八日市緑町7-23) : 6台 (近江八幡市安土町大中516) : 5台 ④湖東事務所 (彦根市元町4-1) : 8台 ⑤湖北事務所 (長浜市平方町1152-2) : 9台 ⑥高島事務所 (高島市今津町今津1758) : 3台
主 な 走 行 範 囲	①大津市内、草津市内、守山市内、栗東市内、野洲市内 ②甲賀市内、湖南市内 ③近江八幡市内、東近江市内、日野町内、竜王町内 ④彦根市内、愛荘町内、豊郷町内、甲良町内、多賀町内 ⑤長浜市内、米原市内 ⑥高島市内
車 種 等	小型貨物車、軽乗用車
年 間 稼 働 日 数 ・ 走 行 距 離	1台あたり平均、令和6年度実績 ①稼働日数：162日 走行距離：約7,076km ②稼働日数：135日 走行距離：約4,986km ③稼働日数：170日 走行距離：約6,873km ④稼働日数：137日 走行距離：約5,451km ⑤稼働日数：167日 走行距離：約7,084km ⑥稼働日数：162日 走行距離：約6,076km
備 考	・年間走行距離、年間稼働日数についてはあくまで平均値であり、個々の車両により差があります。 ・稼働日数や走行距離を保証するものではありません。

2. 募集広告に関する事項

掲 載 場 所	車体の両側面（2箇所）
掲 載 方 法	あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等（シール、マグネットシート等）の貼付によります。 <u>※粘着フィルム等は、広告掲載期間中における車体からはく離または広告撤去時における車体の塗装のはく離および広告のはく離残しを生じさせないものとします。</u>
標 準 規 格	縦40cm以内×横50cm以内 <u>※広告内に視認できる文字で「滋賀県有料広告事業」（縦5cm以上×横2.5cm以上）と入れること。</u>
備 考	<ul style="list-style-type: none">・所在地による指定はできますが、対象車両(車種)の指定はできません。・公用車への掲載は、掲載開始日までに県が指定する日に広告主で行っていただきます。

広告設置申込書

令和 年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

滋賀県公用車（農政水産部所管分）広告募集要項に基づき、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県公用車広告設置基準、滋賀県公用車広告設置要領の内容を熟知の上、次のとおり申し込みます。

申 込 者	住所または所在地		
	商号または名称		
	代表者職・氏名		
	担当者	部署名	
		氏名	
	連絡先	電 話	
F A X			
E - m a i l			
広告の設置等申込種類		公用車（農政水産部所管分）広告	
広告の設置台数		(所在地等) _____の公用車 ____台	
使用期間		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
広告設置料		月額2,500円×__か月×__台 = _____円（消費税及び地方消費税を含む。）	
広告の 内 容	仕 様		
	別 添 資 料		
(参考) 予定広告 内 容	(予定)広告主名		
	業種・事業内容		
	設 置 す る 内 容		

添付書類

- ① 定款、会則または会社概要(パンフレット)等（コピー可）
- ② 広告デザイン案
- ③ 誓約書

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先)

滋賀県知事 三日月 大造

住所または所在地 〒

氏名または商号名称

および代表者名

滋賀県公用車（農政水産部所管分）広告募集要項の申込みに当たり、下記の事項について真実に相違ないことを誓約します。

記

- 1 滋賀県公用車（農政水産部所管分）広告募集要項「7. 応募資格および広告設置の基準」の要件を満たしています。
- 2 提出した広告設置申込書に虚偽または不正はありません。
- 3 設置事業者に決定した場合、滋賀県ホームページに設置事業者名および設置台数を掲載することに同意します。